

能登町第三次総合計画及び第 3 期能登町創生総合戦略策定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年度能登町第三次総合計画及び第 3 期能登町創生総合戦略策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する契約候補者を選定するため、必要な事項を本要領で定めるもの。

1 業務の趣旨

本業務は、「能登町第二次総合計画（2016～2025）」の計画期間が令和 7 年度をもって終了することを受けて、令和 8 年度から令和 17 年度までを計画期間とした「能登町第三次総合計画（2026～2035）」を策定することを目的とする。また、能登町第三次総合計画は、令和 6 年度に策定した「能登町復興計画」を包括したものとする。（総合計画の構想に含める）

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「第 2 期能登町創生総合戦略」の計画期間が令和 7 年度をもって終了することを受けて、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とした「第 3 期能登町創生総合戦略」を策定する。

本業務は、上記計画を策定するにあたり、民間の豊富な知見と高い専門的スキルを活用し、計画策定に係る業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

能登町第三次総合計画及び第 3 期能登町創生総合戦略策定支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、能登町第三次能登町総合計画及び第 3 期能登町創生総合戦略策定の支援を行うもの。

(3) 業務内容

別紙 1「能登町第三次総合計画及び第 3 期能登町創生総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、能登町第三次総合計画及び第 3 期能登町創生総合戦略策定支援の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(4) 業務工程

別紙 2「能登町第三次総合計画及び第 3 期能登町創生総合戦略 工程表（案）」のとおり

(5) 委託期間

契約締結日（4 月下旬）から令和 8 年 3 月 31 日まで

(6) 提案上限額

15,697,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 選定方法

公募型プロポーザル方式 とする

3. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に基づく資格制限に該当する者でないこと。
- (2) 令和 7～8 年度能登町入札参加資格を有している者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間において、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けている期間でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 市町の総合計画もしくは総合戦略策定支援の契約実績を有すると認められること。

4. スケジュール

本プロポーザルの選定に関するスケジュールは、下表のとおりとする。

内 容	日 程
(1) 募集の開始	令和 7 年 3 月 26 日（水）
(2) 質問書の受付期間	令和 7 年 3 月 31 日（月）午後 5 時必着
(3) 質問に対する回答	令和 7 年 4 月 3 日（木）
(4) 参加表明書兼誓約書提出期限	令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 5 時必着
(5) 企画提案書の受付期間	令和 7 年 4 月 17 日（木）午後 5 時必着
(6) プレゼンテーション	令和 7 年 4 月 24 日（木）
(7) 審査結果通知	令和 7 年 4 月 28 日（月）
(8) 契約締結	令和 7 年 4 月下旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

5. 質問受付

(1) 担当課

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 企画財政課

TEL : 0768-62-8535

FAX : 0768-62-4506

E-Mail : kikakuzaisei▲town.noto.lg.jp

（セキュリティ上、▲を@と読み替えること）

(2) 関係書類の入手方法

町ホームページより、本業務の仕様書等の関係書類をダウンロードして入手すること。

能登町ホームページアドレス <http://www.town.noto.lg.jp/>

(3) 質問書の受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、別紙質問書（様式第 1 号）に記載の上、次の期限までに提出すること。なお、質問がない場合は提出不要である。

提出期限：令和 7 年 3 月 31 日（月）午後 5 時まで

提出方法：質問は、電子メールにより質問書（様式第 1 号）を電子メールにより行うこと。これ以外の方法による質問は受付しない。

なお、件名は、「能登町総合計画・創生総合戦略策定支援業務に関する質問」と明記すること。

メールアドレス kikakuzaisei▲town.noto.lg.jp

提出先：能登町役場 企画財政課

回答方法：質問に対する回答は、令和 7 年 4 月 3 日（木）までに電子メールにて行う。

また、参加表明書を提出した全ての者に通知すべき内容であると判断した場合は、質問内容及び回答を全ての者に電子メールにて送付する。

6. 参加手続等

(1) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書（様式第 2 号）

イ 会社概要書（様式第 3 号）

※パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること。

ウ 業務実績調書（様式第 4 号）

※業務実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。

エ 業務実施体制調書（様式第 5 号）

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 10 日（木）17 時 00 分まで

(3) 提出方法

提出書類 1 部を持参又は郵送により提出すること。

※持参する場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時の間に持参すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

(4) 提出先

能登町役場 企画財政課

(5) 辞退

参加申込書提出日以降に提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第 6 号）を郵送又は持参により提出すること。なお、辞退届提出後は、いかなる理由があっても本提案への再参加は認めない。

7. 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた参加者は、企画提案書作成要領等に基づき、以下の書類を郵送又は持参により提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

※ A 4 サイズで作成すること。評価項目について必ず提案を行うこと。

イ 見積書（任意様式）及び内訳書

※提出部数は、正本 1 部、アのみ副本 7 部とする。なお、正本の内容を PDF データとして格納した CD-R 等の記録媒体を 1 枚提出すること。

(2) 企画提案書作成上の留意点

提案者は以下に掲げる事項を記載した企画提案書を提出するものとする

- ① 支援内容
- ② 貴社が考える能登町のビジョンを含む全体コンセプト等
- ③ 実施工程表（スケジュール）
- ④ 町民参画の手法（内容については具体的に示し、その手法による効果についても示すこと。）

(3) 提出期限

令和7年4月17日（木）17時00分必着

(4) 提出方法

提出書類 1部を持参又は郵送により提出すること。

※持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時の間に持参すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とすること。

(5) 提出先

能登町役場 企画財政課

8. 審査等

(1) 審査方法

全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

(2) 優先交渉権者の選定

町の職員で構成するプロポーザル審査委員会において、下記「（3）審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が70点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。

(3) 審査基準（配点は100点満点とする）

	評価項目	配点
1	本業務の目的・趣旨を踏まえた適切な内容が提案されているか。 （本業務は令和6年度に策定した「能登町復興計画」を包括したものとし、総合計画の構想に含めること）	30
2	本業務の目的の達成に向けて妥当性のある検討プロセスが提案されているか。効果的な業務工程が提案されているか。	10
3	本町の状況を踏まえた適切な評価手法等が提案されているか。 分析方法（他市町比較、現計画の検証、人口からの分析など）の適切な提案など	10
4	本町の地域の状況を勘案し、かつ、効果的な住民参画のあり方が提案されているか。 町民参画（懇話会、町民会議、アンケート調査等）の手法の提案	10
5	提案内容が本業務に効果的、現実的であり、かつ、独自性を含んでいるか。	10
6	現計画の進捗状況確認のためシートフォームの提案がされているか。	10
7	提案内容を実施できる人員体制と配置状況及び担当者の実績が確保されているか。	10
8	提案内容に対して見積金額が妥当か。	10

(4) プレゼンテーション

提案者は3名までとする。(プロジェクト責任者は、必ず出席すること。オンラインでの出席は認めない。)

① 実施時間

プレゼンテーション 30 分以内、うち質疑応答 10 分程度

② 注意事項

- ・提出以降の企画提案書などの追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出した企画提案書以外の資料は使用しないこと。
- ・プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクターの機器類は、本町で用意する。なお、HDMI ケーブルが接続できるパソコンその他の機材については、提案者で準備すること。

(5) 審査結果通知

審査結果については、令和7年4月28日(月)に全ての提案者に対し電子メールにて通知し、町ホームページに公表する。

(6) その他

プレゼンテーションに参加しなかった場合は、失格とする。

プレゼンテーション審査は、非公開とする。

審査における経緯、内容及び結果等に対する異議や問合せには応じない。

9. 契約

- (1) 企画提案書の内容について、本町と優先交渉権者との協議により仕様書を調整し、業務内容を決定後、能登町財務規則(平成17年能登町規則第33号)に定める随意契約の手續に基づき、再度の見積書により契約書を取り交わす。なお、協議内容が不調となった場合は、次点の受託候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約保証金は、能登町財務規則第111条各号の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約書の作成は、受託者が本町と協議の上、作成する。
- (4) 支払いは、業務完了後一括で支払う。
- (5) 受託者は、本町の承諾を得ることなく受託業務を第三者に委託してはならない。
- (6) 受託者は、業務を再委託する場合は、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

10. 特記事項

- (1) 能登町第二次総合計画及び第2期能登町創生総合戦略及び本町の統計資料は、いずれも能登町ホームページに掲載されているものをダウンロードして入手すること。
- (2) 提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 災害の発生等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (6) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、能登町情報公開条例(平成17年条

例第 10 号)の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ町に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、町が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。

11. 提案書等の提出・問合せ先

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字 50 番地 1

能登町役場 企画財政課

電話：0768-62-8535 FAX：0768-62-4506

電子メール：kikakuzaisei▲town.noto.lg.jp